

平成 19 年度工事定期監査（第 2 期）の結果に基づき講じた措置等

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 設計</p>		
<p>ア 重要な補修工種の追加</p> <p>本工事は、垂水処理場本場（昭和58年供用）の最初沈殿池の防食被覆改修工事である。施設内で発生する硫化水素によるコンクリート構造物の腐食対策として、表面の劣化コンクリートをはつきり落とした上に健全なコンクリート層を被覆する工事である。</p> <p>その劣化部の一部において、ひび割れや鉄筋露出部があり補修をさせているが、これらを補修工種として計上していなかったものである。</p> <p>コンクリート構造物の劣化に伴うひび割れ補修や、鉄筋の防錆措置などは、コンクリート層を被覆に先立ち行う重要な補修工種であり、補修仕様を明確にし、検査によってその品質確認を行うべきものである。また、補修工種として計上することにより、施設の現状ならびに更新の状況を適切に把握できるとともに、維持管理のための精度の高いデータ蓄積が可能となる。</p> <p>ひび割れ補修ならびに鉄筋の防錆措置についても補修仕様を明確にし、必要な補修工種として位置づけておくべきである。</p> <p>（建設局下水道河川部工務課） （建設局西水環境センター管理課）</p> <p>[No. 10 垂水処理場 本場 1 系最初沈殿池防食被覆改修工事（その 1）]</p>	<p>市内部の防食被覆の指針について、平成 20 年度に見直しを行い、その中で既設のコンクリートのひびわれ補修や防錆措置についてもその仕様を定めた。</p> <p>ひびわれ補修や防錆措置が必要な場合は、その仕様等を特記仕様書、図面に明記する。</p>	<p>措置済</p>